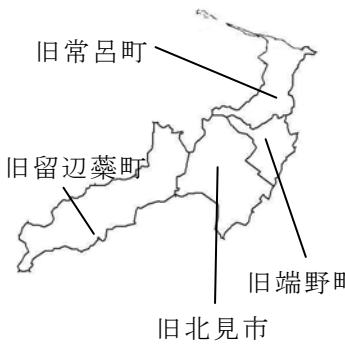


北見市(北海道)

(2006年8月9日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月5日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：132,125人(高齢化率 ⁽²⁾ 17.9%)	面積 ⁽³⁾ ：1427.56k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：36人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,026人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：63,920,100千円		
うち、地方税13,356,737千円、地方交付税17,016,620千円		
合併特例債発行予定額24,500百万円／同限度額29,970百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業7.8%、第二次産業24.5%、第三次産業67.7%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：2006年4月1日現在。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧北見市	112,040人	16.6%	421.08k m ²	30人	752人	0.51	93.9%
旧端野町	5,536人	22.5%	163.50k m ²	15人	95人	0.26	81.6%
旧常呂町	5,193人	23.2%	278.29k m ²	13人	92人	0.21	85.8%
旧留辺蘂町	9,356人	27.2%	564.69k m ²	18人	174人	0.21	82.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況>
真の地方分権社会の実現に向け、将来想定される道州制を視野に入れた地方分権のモデル自治体を目指すとともに、合併のスケールメリットを生かした効率的な財政運営により、住民サービスの維持、向上を図る。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、③方式>
<最も重視したことの具体的な内容> 合併協議会での協議状況などを住民説明会や広報紙の発行などにより、住民に情報提供を行い、住民の理解や周知を図った。また、住民の合併に対する意見を広く聞くため、住民アンケート、住民投票を実施した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動> 政策判断を要する案件や調整が困難な案件は、合併協議会開催前に首長会議(正副会長会議)を開催するとともに、議会に報告し事前に調整を図った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
今回の合併は、当初1市4町で合併協議を行っていたが、協議が整った段階で実施した合併の是非を問う住民投票の結果、1町が離脱した経緯がある。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①郡の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑦広域市町村圏の構成市町村、⑩生活圏が一致、⑫常呂川流域の市町として、上流域から下流域にいたる環境問題を共有している	
(4) 合併の端緒	
2002年11月、基礎的自治体のあり方などを検討している第27次地方制度調査会専門小委員会において、2005年度4月以降は、「解消すべき市町村の人口規模を法律上明示」との私案（西尾私案）が提案され、このことにより小規模自治体の合併気運が高まった。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年10月4日～2004年7月7日）〈1市4町で設置〉	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各4名 計50名
運営上の工夫	協議の決定方法は全会一致とし、協議会の開催状況、会議資料・会議録などを広報紙、ホームページに掲載し、住民に積極的に情報提供を行った。また、協議会を原則公開とし、住民に対し積極的に傍聴するよう周知を図った。
(6) 法定協議会（設置期間：2004年7月8日～2006年3月4日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各4名、北海道網走支庁副支庁長1名 計41名
運営上の工夫	協議会の開催状況、会議資料・会議録などを広報紙、ホームページに掲載し、住民に積極的に情報提供を行うとともに、協議会を原則公開とし、住民に対し積極的に傍聴するよう周知を図った。また、小委員会を設置し、具体的調整協議の場を小委員会とした。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
〈協議を行ううえでの工夫〉	
基本5項目については、任意協議会で基本線が決定されており、この路線に沿って合併の方式から順次協議を開始し、合意を得ていった。①⇒③⇒②⇒④⑤	
〈協議開始および決定の時期〉	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年7月 04年12月 04年8月 05年2月 05年2月
合意：	04年7月 04年12月 04年8月 05年2月 05年2月
〈決定に至るまでに最も難航した項目と解決策〉	
他市町の基金や債務の詳細が明らかになると、新市建設計画事業等の地域割振りに対し、各市町の意見対立が始まり、事務レベル、首長など水面下での調整作業に時間を費やした。	
〈基本項目①「合併の方式」の決定理由〉	
<input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
合併協議を各市町対等な立場で進めるとの住民合意を得て、協議会を設置したことから新設合併とした。	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由>

2006年3月5日合併

合併特例法の経過措置期間を念頭に合併準備作業を進めた場合、最終期限（月）であると判断した。

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募有・無

決定手続：合併協議会で決定した。

選定理由：「北見市」の名称が継続されれば北見市に吸収されるとの懸念が残るなどの意見が出されたが、いわれや歴史などの背景があり、慣れ親しんだ名称とすることで意見の集約がなされた。（北海道11国の1つオホーツク沿岸の名称「北見国」）

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設・新規建設

合併前オホーツクの中核都市としての北見市庁舎を本庁とした。

（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）

3町の庁舎をすべて自治区の総合支所の庁舎とした。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）

正負ともになし。

（8）新市建設計画

計画の期間：10ヶ年

理由 国からの財政措置が、合併後概ね10ヶ年であったこと。

<策定に当たっての工夫>

特になし。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

旧1市3町に自治区を設置したが、自治区の権限（自治区長の専決権など）の内容などについて調整が難航した。また、各市町から提出された事業（金額ベース）が膨大であり、調整が難航した。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

特徴としては、将来想定される「道州制」を視野に入れた地方分権の「モデル自治体」としてのオホーツク圏中核都市として、機能を分担しながら地域全体の均衡ある発展に責任と役割を担う、地域自治の確立を目指したこと。工夫した点は、「まちづくり条例の制定」、「地域自治区の設置」を新市まちづくりの体制として紹介した。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

旧市町の総合計画（実施計画等）を参考とし、計画期間内の具体的施策・事業を引継ぎ、内容を検討調整した上で計画に盛り込んだ。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	67,313	65,289	61,426	58,683
地方税	13,281(19.7)	13,230(20.3)	13,110(21.3)	12,823(21.9)
地方交付税	17,919(26.6)	16,442(25.2)	15,042(24.5)	15,407(26.3)
歳出合計	66,993	65,289	61,426	58,683
人件費	11,439(17.1)	10,238(15.7)	9,464(15.4)	8,169(13.9)
(参考:一般職員数)	(1,113人)	(1,026人)	(960人)	(859人)
公債費	9,186(13.7)	9,334(14.3)	9,648(15.7)	8,077(13.8)
普通建設事業費	10,804(16.1)	9,030(13.8)	8,838(14.4)	6,881(11.7)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全13号。配布方法：全戸配布、自治会及び宅配） ・住民説明会の開催（延べ576回開催、延べ20,346人参加） ・HPの開設（2004年7月開設、月1回定期更新、アクセス数42,437回） ・その他（具体的に：新市建設計画概要版、新「北見市くらしのガイド」などによる情報提供） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名称)：合併の是非を問う住民投票、アンケート調査及び電話調査</p> <p>(時期)：2005年1月30日</p> <p>(対象者)：端野町・常呂町・津別町・留辺蘂町⇒20歳以上の全町民 北見市⇒20歳以上の市民12,505人を抽出</p> <p>(方法)：○端野町・常呂町・津別町・留辺蘂町：投票方式 ○北見市：アンケート調査10,005人（郵送） 電話2,500人（無作為抽出）</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：道補助金 24,300千円（地域政策補助金）</p> <p>合併協議事務に対するアドバイスなど（法的解釈に対する支援など）</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	20,534千円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「電算統合調査」業務委託：10,396千円 ・「新市まちづくり計画策定支援」業務委託：8,582千円 ・「例規整備支援」業務委託：1,293千円 ・「ホームページ保守管理」業務：263千円

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定数特例 (定数36人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	事務事業の調整が「合併後再編」や「合併後統合」など合併後に調整内容が明らかになる項目が多く、これらの方向性を確認するために、旧市町の議員数をある程度確保する必要があるため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (農委法第34条を適用)・無
その理由	選挙による委員の急激な減と所掌事務の整合が取れないと判断した為。
(3) 三役(助役4人制)	
旧北見市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧端野町	町長は市長職務執行者、助役は新市の助役、収入役は不在。
旧常呂町	町長は新市の助役、助役は新市の代表監査委員、収入役は退職。
旧留辺蘂町	町長は新市の助役、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	

定員管理	<p><定数の削減>2004年度1,084名を2015年までに225名削減し859名体制とする</p> <p><新規採用の抑制>2006年度消防及び医療職（保健士）以外新規採用を行わない。</p>
給与の調整	<p><給料表の統一>旧北見市の給料表に統合。</p> <p><給与の再調整・再計算>旧北見市基準に基づき在職者調整を実施。</p>
役職の調整	<p>旧北見市の役職に統一した。ただし、旧3町での課長補佐職については、旧北見市に制度がないことから、当分の間役職を引継ぐこととした。</p>
<p>(5) 組織・機構の整備方法（旧北見市の組織体制（本庁機能）を存続し、旧3町の組織体制を5課体制とした。）</p>	
<p>旧北見市：旧市町の合併後の事務事業や予算などを調整する機構として、各部に調整室を設置した。</p> <p>旧端野町：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇町長部局⇒自治区の総合事務所（括弧内は事務分掌の一部又は全部が本庁に移管） <ul style="list-style-type: none"> ・（総務課・企画課・合併推進室・税財課・議会事務局・監査事務局・選管事務局・出納室）⇒総務課 ・町民課⇒市民環境課・保健福祉課⇒保健福祉課　・保育所⇒本庁保健福祉部所管 ・農林商工課⇒産業課・建設課⇒建設課 ◇農業委員会⇒北見市端野農業委員会 ◇教育委員会⇒端野教育事務所（本庁の出先機関） <ul style="list-style-type: none"> ・管理課⇒総務課　・生涯学習課・公民館・図書館・歴史民俗資料館⇒生涯学習課 <p>旧常呂町：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇町長部局⇒自治区の総合事務所（括弧内は事務分掌の一部又は全部が本庁に移管） <ul style="list-style-type: none"> ・（総務課・企画財政課・議会事務局・監査事務局・選管事務局・出納室）⇒総務課 ・日吉支所⇒日吉出張所　・生活環境課・⇒市民環境課　・保健福祉課⇒保健福祉課 ・保育所⇒本庁保健福祉部所管　・産業課⇒産業課　　・建設課⇒建設課 ◇農業委員会⇒北見市常呂農業委員会 ◇教育委員会⇒常呂教育事務所（本庁の出先機関） <ul style="list-style-type: none"> ・管理課⇒総務課　・社会教育課・幼稚園・公民館・図書館⇒生涯学習課 ◇国民健康保険常呂病院⇒国民健康保険常呂病院 ◇特別養護老人ホーム・ディサービスセンター⇒本庁保健福祉部所管 <p>旧留辺蘂町：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇町長部局⇒自治区の総合事務所（括弧内は事務分掌の一部又は全部が本庁に移管） <ul style="list-style-type: none"> ・（総務課・企画財政課・税務課・税財課・議会事務局・監査事務局・選管事務局・出納室）⇒総務課 ・温根湯温泉支所⇒温根湯温泉支所　・瑞穂出張所⇒瑞穂出張所 ・住民課⇒市民環境課　・保健福祉課⇒保健福祉課　・保育所⇒本庁保健福祉部所管 ・農林商工課・観光課⇒産業課・建設課・まちづくり推進課・上下水道課⇒建設課 ◇農業委員会⇒北見市留辺蘂農業委員会 ◇教育委員会⇒留辺蘂教育事務所（本庁の出先機関） <ul style="list-style-type: none"> ・管理課⇒総務課 ・社会教育課・公民館・図書館・児童館・体育館・スキー場⇒生涯学習課 ◇養護老人ホーム⇒本庁保健福祉部所管 	

(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧北見市	旧北見市の支所 1ヶ所、出張所 3ヶ所は引き続き設置。	
旧常呂町	旧常呂町の支所 1ヶ所は、出張所として引き続き設置。	
旧留辺蘂町	旧留辺蘂町の支所 1ヶ所、出張所 1ヶ所は引き続き設置。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	合併特例法に基づく地域審議会、地域自治区（特例区）は設置していないが、条例により旧市町に「自治区」を設置し、自治区ごとに地方自治法第 138 条の 4 に基づき「まちづくり協議会」を設置し、同法第 161 条に規定する助役を「自治区長」として配置する。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
固定資産税の不均一課税	<p>旧留辺蘂町：地方税法第 6 条第 2 項の不均一課税（国際観光ホテル整備法による不均一課税）</p> <p>旧北見市：都市再開発法による耐火建築物の不均一課税</p>	<p>合併時の適用資産に限り、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度は、合併時まで適用されていた当該条例を存続。</p> <p>既存市街地の再整備、都市計画区域内の再開発事業など整備事業のため、合併後も当該条例を存続。</p>
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	組織機構、供給体制の違いから給水原価及び供給単価（料金）に格差があり、現行の供給区域を新市に移行し、新たな審議会のもと合併後 2 年を目途に再編する。なお、端野市街地においては旧北見市と同一水源の給水区域となることから、合併時に旧北見市と同一料金体系とする。	
下水道料金	事業経過等から現行の地域ごとの使用料とするが、新たな審議会のもと 3 年を目途に再編する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：施設の使用料は、すべて有料化を原則とした）		
例外措置	公共施設、文化スポーツ施設は、合併後 3 年を目途に、新市において旧北見市の算定基準をもとに、地域の実情を配慮したなかで段階的に調整する。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：平均をとる）		
賦課徴収方法	<p>旧北見市 「保険料」方式</p> <p>旧 3 町 「保険税」方式</p>	2006 年 3 月 5 日から「保険料」方式に統一。
所得割	<p>旧北見市： 7.9%</p> <p>旧端野町： 8.0%</p> <p>旧常呂町： 8.0%</p> <p>旧留辺蘂町：10.0%</p>	8.0%（激変緩和期間 7.6%）
資産割	<p>旧北見市： 45.0%</p> <p>旧端野町： 40.0%</p> <p>旧常呂町： 60.0%</p> <p>旧留辺蘂町：50.0%</p>	50.0%（激変緩和期間 41.0%）

均等割	旧北見市： 26,400 円 旧端野町： 28,000 円 旧常呂町： 15,000 円 旧留辺蘂町：23,000 円	26,300 円 (激変緩和期間 25,800 円)
平等割	旧北見市： 20,600 円 旧端野町： 30,000 円 旧常呂町： 24,000 円 旧留辺蘂町：33,000 円	21,800 円 (激変緩和期間 21,400 円)
(12) 介護保険事業 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
第 1 号被保険者の月額 の基準保険料	旧北見市： 3,335 円 旧端野町： 2,860 円 旧常呂町： 3,993 円 旧留辺蘂町：2,964 円	第 3 期介護保険事業運営期間(2006 年度～2008 年度)においては、旧 1 市 3 町で策定された第 3 期計画の保険料(不均一保険料)とした。ただし、年額保険料の 100 円未満の端数は切り捨てとした。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	基幹システムについては、旧北見市のシステムに統合した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	「字」を削除した字名を付した旧町が一部あった。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：11,060 百万円/10 年間 ※特別職、議会議員、職員給等の削減見込額。物件費・補助費等の見込額含まず。	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定 (2006 年度頃)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定 (2006 年度頃)
(3) 合併による効果	
<⑤行財政の効率化> 合併協議を進めて行く中で、旧市町での財政状況、組織機構、事務事業の進め方など、お互いの問題点や課題が見え、共通認識を持って行政の効率化、自治体規模の拡大によるスケールメリットを活用した、より効率的な財政運営に取り組むことができた。	
<③重点的な投資による基盤整備の推進> 旧市町でそれぞれ計画されていた事業が、都市基盤整備事業、環境保全事業、介護サービス事業、産業振興事業などプロジェクト的な事業に集中投資され、広域的な利用やサービスなど拠点都市としての基盤の整備が図られている。	
<⑥地域のイメージアップ> 行政、大学、医療、商工業などが集積した都市機能、長い日照時間や広大な農地を活かした農業、山林資源を活かした林業、ホタテ・サケなどつくり育てる漁業などの農林水産業、流水が訪れるオホーツク海やサラマ湖など豊かな自然や温泉を生かした観光産業など、都市と農山漁村が融合し、調和したオホーツク圏の中核都市としてのイメージアップが図られた。	

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

地域住民の身近なところで行う行政サービスを担う事務所として、旧 1 市 3 町に総合支所を設置した。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

自立性の高いまちづくりを目指し、旧 1 市 3 町に自治区を設置し、地域の特性を生かしながら、自らの判断による施策の展開を図っている。

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

地域住民の声を行政に反映させるため、旧 1 市 3 町に「まちづくり協議会」を設置するとともに、合併特例法の定数特例を適用し議員定数を増加させるとともに、旧 1 市 3 町に選挙区を設けた。

(5) 残された課題

合併協議の事務事業調整において、「合併後に再編」「合併後に統合」などと、調整を合併期日後に持ち越した項目が 200 項目を超えていることから、早急に具体的な対応を協議し事務統合を進めなければならない。